

○函館工業高等専門学校特別聴講学生規程

平成17年12月12日

函高専達第13号

函館工業高等専門学校特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第55条の2第3項の規定に基づき、函館工業高等専門学校特別聴講学生(以下「特別聴講学生」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(協定書)

第2条 特別聴講学生を希望する他の高等専門学校、短期大学(外国の短期大学を含む。)並びに大学(外国の大学を含む。)(以下「大学等」という。)は、事前に本校の校長と単位互換に関する協定書を取り交わすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校については、国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項(令和4年1月28日理事長裁定)に基づき、協定書を取り交わしたものとみなす。

(入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(履修期間)

第4条 特別聴講学生の履修期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。

(入学志願手続)

第5条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書(別紙様式)又は単位互換協定等に基づく必要書類を所属する大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学許可)

第6条 特別聴講学生の入学の許可は、校長が決定する。

(履修科目)

第7条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、実験、実習を除く専門科目及び専攻科の授業科目とする。

(検定料，入学料及び授業料)

第8条 検定料及び入学料は，徴収しない。

2 授業料については，当該大学等との間で，相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位の認定)

第9条 履修科目に係る単位の認定は，本校の定める評価基準に基づいて行う。

(単位修得等証明書)

第10条 特別聴講学生には，願い出により履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 学則その他学内規則に違反した者に対しては，校長は退学を命ずることができる。

(その他規程等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，学則その他学内規則を準用する。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月3日函高専達第2号)

この規程は，令和4年8月3日から施行する。

別紙様式

特別聴講学生入学願書

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

大学等名 _____
学科・専攻科 _____
学 年 _____
(ふりがな) _____
氏 名 _____
性 別 _____ 男 ・ 女 _____
現 住 所 _____
電話番号 _____

下記により特別聴講学生として入学したいので、許可くださるようお願いします。

記

履修期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

科目名	単位数	教員名	期間(前期・後期・通年)
-----	-----	-----	--------------